

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）（抄）
(傍線の部分は改正部分)

改正案

(認定基準)

第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）とすることができる。

八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者（法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。）である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。

九 (略)

現行

(認定基準)

第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 教員のうち五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第四号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）とすることができます。

八 一学級の生徒の定員は三十人以下（特別支援学校において視覚障害者（法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。）である生徒に対する教育を行う学級にあつては、十五人以下）であること。

九 (略)

十 実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき二・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うのに適なものであること。

十二～十四 (略)

十五 臨床実習を行うのに適當な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十七・十八 (略)

(視覚障害の程度)

第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものとする。

(特例による学校又は養成施設の認定基準)

第五条 法第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条第一項の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十八条号までを準用するほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

十 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メートル以上、実技実習室の面積は一ベッドにつき六・三平方メートル以上であること。

十二～十四 (略)

(新設)

十五・十六 (略)

(視覚障害の程度)

第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、両眼の視力が万国式試視力表によつて測つた両眼の視力(屈折異常がある者については、両眼の矯正視力とする。)が〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものとする。

(特例による学校又は養成施設の認定基準)

第五条 法第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十六条号までを準用するほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

(認定の申請書に添付する書類の記載事項)

第七条 法第二条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。
。ただし、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第十一号までに掲げる事項とし、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第十一号までに掲げる事項とする。

一〇九 （略）

十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、
名称）並びに概要

十一 実習施設における最近一年間のあん摩、マッサージ若しく
は指圧、はり又はきゅうの施術を受けた者の延べ数

一二 （略）

3 | 2
法第二条第二項又は前項の申請書には、実習施設における実習
を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければな
らない。

（変更の承認又は届出を要する事項）

第八条 （略）

2 令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号
から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年
限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において
同じ。）又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項（

(認定の申請書に添付する書類の記載事項)

第七条 法第二条第二項の省令で定める事項は、次のとおりとする。
。ただし、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成施設にあつては第二号から第九号までに掲げる事項とし、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）の設置する学校又は養成施設にあつては第一号から第九号までに掲げる事項とする。

一〇九 （略）

十 （新設）

2
（新設）
（略）

十一 （新設）
（略）

（変更の承認又は届出を要する事項）

第八条 （略）

2 令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号
から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年
限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において
同じ。）又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項（

同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び次条第二号において同じ。)とする。

3 令第八条の規定により読み替えて適用する令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号に掲げる事項とする。

4 令第三条第二項の規定による届出又は令第八条の規定により読み替えて適用する同項の規定による通知(前条第一項第十号又は

第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

(変更の承認又は届出に関する報告)

第八条の二 令第三条第三項(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 (略)

二 変更の届出又は通知に係る事項(第七条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。) 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

別表第一(第二条及び第五条関係)

レジ	ツ	摩	あん
サ	マ		
師	はり		
う	きゆ		
レジ	ツ	摩	あん
サ	マ		
師	ゆう	師	はり
う	き		
レジ	ツ	摩	あん
サ	マ		
備	考		

3 令第八条の規定により読み替えて適用する令第三条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。

(新設)

(変更の承認又は届出に関する報告)

第八条の二 令第三条第三項(令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 (略)

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

別表第一(第二条及び第五条関係)

レジ	ツ	摩	あん
サ	マ		
師	はり		
う	きゆ		
レジ	ツ	摩	あん
サ	マ		
師	ゆう	師	はり
う	き		
レジ	ツ	摩	あん
サ	マ		

野 分 基 础 門 専					野 分 基 础 門 専					容 教 育 内								
保 健	進 促	回 復	及 び	予 防	ち、	立 成	疾 病	機 能	造 の	人 体	活 と	人 间	基 盤	考 的	科 学			
三					十二					十二	十四					数 单 位	師 指 壓	
三					十二					十二	十四					数 单 位		
三					十二					十二	十四					数 单 位		
三					十二					十二	十四					数 单 位	り 師 指 壓	
三					十二					十二	十四					数 单 位	師 ゆ う 師 指 壓	
三					十二					十二	十四					数 单 位		
三					十二					十二	十四					数 单 位		
三					十二					十二	十四					数 单 位	う 師 キ ゆ り 師 は 指 壓	
社会保					° を 運 動 学	° を 含 む					° を 含 む	シ ョ ン	ニ ケ ー	コ ミ ュ				

野 分 基 础 門 専					野 分 基 础 門 専					教 育 内 容					
保 健 医 療 福 祉	回 復 の 促 進	ち、 疾 病 の 予 防 及 び	立 成 の 成 り 立	機 能 人 体 の 構 造 と	人 間 と 生 活	基 盤	科 学 的 思 考 の	の	の						
二					十二					十三	十四			数 单 位	師 指 壓
二					十二					十三	十四			数 单 位	
二					十二					十三	十四			数 单 位	
二					十二					十三	十四			数 单 位	り 師 指 壓
二					十二					十三	十四			数 单 位	師 ゆ う 師 指 壓
二					十二					十三	十四			数 单 位	
二					十二					十三	十四			数 单 位	う 師 キ ゆ り 師 は 指 壓

野分門専																													
あん	臨床	う	き	基	学	はり	基	学	指	ツ	摩	あん	基礎	理念	う	き	及	はり	压	ジ	サ	マ	ん	と	福	祉	医	療	
	十一														七														
	十一														八														
	十一														八														
	十三														九														
	十三														九														
	十三														九														
	十五														九														
マ	あん	ツ	サ	摩											°を含む	路経穴経	及び	学概論	東洋医										
マ	あん	ツ	サ	摩																									

野分門専													
ツ	臨	床	基	基	学	ツ	基	う	はり	サ	と	あん	マツ
サ	あ	ん	基	基	学	サ	基	の	理	一	あ	ん	マツ
ー	ん	ジ	础	础	學	ー	础	の	念	ジ	と	ジ	マツ
指	摩	マ	き	は	リ	ジ	あ	は	及	指	あ	ん	マツ
压			ゆ	り	く	さ	ん	り	び	圧	ん	と	マツ
			う	う	う	ー	マ	う	き	、	マ	ん	マツ
			学	學	學	ー	マ	う	き	、	マ	ん	マツ
八													
八													
八													
十													
十													
十													
十二													

実習	う き 社 学 は り 社 学 指 压 ツ 摩 あん 社会	う き 臨 床 学 は り 臨 床 学 指 压 ツ 摩 サ マ
十		二
十二		二
十		二
十五		二
十三		三
十五		二
十九		二
におけ 施術所		む。察を含。生体観並びに生理病態の判断きゆうり及び圧、指

習を含む。 実習 (臨床実)	社会きゆう学 社会はり学 社会学 ツサージ指圧	社会あん摩マ	臨床きゆう学 臨床はり学 学
十		二	
十二		二	
十		二	
十六		二	
十四		二	
十六		二	
二十		二	

領域	総合	実習	臨床
十		四	
十		四	
十		四	
十		四	
十		四	
十		四	
十		四	
マ ツ サ ん 摩	と。行 う い 所 に て に 施 を さ く て に 行 う い 術 所 に 及 び き は り 指 圧 サ マ ン 摩 サ ジ ツ シ サ ん 摩 マ 又 は あ 習 施 設 設 の 実 設 成 は 養 成 若 しく 校 上 は 三 単 位 む。 等 を 試 験 施 術 実 習 前 る 臨 床	以上は 三単位 む。 等 を 試 験 施 術 実 習 前 る 臨 床	

総合領域	(新設)
十	
十	
十	
十	
十	
十	
十	

合計	一ジ指圧、はり及びきゅうの歴史を含む°
十五	八
十八	八
十六	八
十四	九
十二	九
十四	九
百	

備考

一・二（略）

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位

以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以上及び専門分野四十三単位以上）、きゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上）、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十四単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十四単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては実習十六単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十七単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十六単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野二十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては実習二十四単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野

備考

一・二（略）

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては実習（臨床実習を含む。以下この号において同じ。）十単位以上及び実習以外の教育内容六十七単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十六単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては実習十二単位以上及び実習以外の教育内容六十七単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十六単位以上）、きゅう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十単位以上及び実習以外の教育内容六十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十六単位以上）、きゅう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十六単位以上及び実習以外の教育内容六十七単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十六単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては実習十六単位以上及び実習以外の教育内容六十七単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては実習二十四単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野

合計	一ジ指圧、はり及びきゅうの歴史を含む°
十七	七
十九	七
十七	七
十六	八
十四	八
十六	八
十三	九

教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができること。この場合における前号の規定（あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野四十単位以上」とあるのは「専門分野三十単位以上」と、「専門分野五十五単位以上」とあるのは「専門分野四十五単位以上」とする。

別表第一（第二条及び第五条関係）

専門基礎分野	（略）	（略）
専門分野	（略）	（略）

別表第二（第二条及び第五条関係）

専門基礎分野	（略）	（略）
専門分野	（略）	（略）

し相当の知識及び経験を有するもの又はこれ

二十七単位以上及び専門分野二十九単位以上）、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては実習十六単位以上及び実習以外の教育内容七十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野二十九単位以上）、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては実習二十単位以上及び実習以外の教育内容七十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野三十二単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 法第十八条の二第一項の規定により認定されている学校又は養成施設にあつては、当分の間、総合領域を基礎分野、専門基礎分野又は専門分野において取り扱うことができること。この場合における前号の規定（あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設に係る部分に限る。）の適用については、同号中「専門分野二十六単位以上」とあるのは「専門分野十六単位以上」と、「専門分野三十二単位以上」とあるのは「専門分野二十二単位以上」とする。

と同等以上の知識及び経験を有する者

一～三 (略)
(削る)

四
(略)

と同等以上の知識及び経験を有する者

一～三 (略)

四
あん摩マツサージ指圧師、はり師又はき
ゅう師の免許を取得してから三年以上実務
に従事した後、厚生労働大臣の指定した教
員講習会を修了した者

五
(略)